

茨城県青少年の健全育成等に関する条例施行規則 新旧対照表

改正規則	現行規則
<p>○茨城県青少年の<u>健全育成等に関する条例施行規則</u>  <u>平成 22 年 1 月 21 日</u>  <u>茨城県規則第 1 号</u>            茨城県青少年の<u>健全育成等に関する条例施行規則</u>を次のように定める。</p> <p>茨城県青少年の<u>健全育成等に関する条例施行規則</u>            茨城県青少年のための<u>環境整備条例施行規則</u>（<u>昭和 56 年茨城県規則第 32 号</u>）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、茨城県青少年の<u>健全育成等に関する条例</u>（<u>平成 21 年茨城県条例第 35 号</u>。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（有害興行の掲示）</p> <p>第 2 条 条例第 <u>15</u> 条第 2 項の規定による掲示は、様式第 1 号により行うものとする。</p> <p>（有害図書等の陳列の方法）</p> <p>第 3 条 条例第 <u>17</u> 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。</p> <p><u>(1) 間仕切り、ついたてその他の方法により容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害図書等を陳列する方法</u></p>	<p>○茨城県青少年の<u>ための環境整備</u> 条例施行規則  <u>昭和 56 年 3 月 28 日</u>  <u>茨城県規則第 32 号</u>            茨城県青少年の<u>ための環境整備</u> 条例施行規則を次のように定める。</p> <p>茨城県青少年の<u>ための環境整備</u> 条例施行規則            茨城県青少年のための<u>環境整備条例施行規則</u>（<u>昭和 37 年茨城県規則第 102 号</u>）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、茨城県青少年の<u>ための環境整備</u> 条例（<u>昭和 37 年茨城県条例第 60 号</u>。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（有害興行の掲示）</p> <p>第 2 条 条例第 <u>8</u> 条第 2 項の規定による掲示は、様式第 1 号により行うものとする。</p>



(有害図書等及び有害器具等の除去命令)

第6条 条例第22条第1項の規定による有害図書等又は有害器具等の除去の命令は、有害図書等又は有害器具等の除去命令書(様式第3号)により行うものとする。

(自動販売機等の撤去命令)

第7条 条例第23条第1項の規定による自動販売機等の撤去の命令は、自動販売機等の撤去命令書(様式第4号)により行うものとする。

(自動販売機等の設置場所に関する制限)

第8条 条例第24条第6号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)
- (2) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校(小学校、中学校又は高等学校の課程に準ずる課程を置くものに限る。)
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所
- (4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (5) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供される施設で別表に掲げるもの

(有害図書等又は有害器具等の除去命令)

第4条の2 条例第14条の2第1項の規定による有害図書等又は有害器具等の除去の命令は、有害図書等又は有害器具等の除去命令書(様式第2号の2)により行うものとする。

(自動販売機等の撤去命令)

第4条の3 条例第14条の3第1項の規定による自動販売機等の撤去の命令は、自動販売機等の撤去命令書(様式第2号の3)により行うものとする。

(自動販売機等の設置場所に関する制限)

第4条の4 条例第14条の4第6号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)
- (2) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校(小学校、中学校又は高等学校の課程に準ずる課程を置くものに限る。)
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所
- (4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (5) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供される施設で別表に掲げるもの

(有害広告物の措置命令)

第5条 条例第16条の規定による広告物の除去又は内容変更の命令は、広告物の除去(内容変更)命令書(様式第3号)により行うものとする。

(深夜における青少年の入場を禁止する興行場等 )

第9条 条例第34条第1項に規定する規則で定める興行場  
は、映画を上映し公衆に観覧させる施設とする。

2 条例第34条第1項に規定する規則で定める設備を設けて客に  
遊技又は遊興をさせる営業は、次に掲げる営業とする。

- (1) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音  
楽等に合わせて歌唱をさせる営業
- (2) 個室又は他から容易に見ることができない区画を設け、当  
該個室又は区画において客に図書等の閲覧若しくは視聴又は  
インターネットの利用をさせる営業

3 条例第34条第2項の規定による掲示は、様式第5号によ  
り行うものとする。

(推奨、指定及び指定の取消しの通知)

第10条 条例第40条ただし書の規定による  
通知は、推奨(指定、指定の取消し)通知書(様式  
第6号)により行うものとする。

(一般からの申出の方法)

第11条 条例第42条の規定による申出は、口頭、電話、文書そ  
他の方法をもって行うものとする。ただし、条例第12条に規  
定する優良興行の推奨に係る申出は、優良興行推奨申出書(様  
式第7号)により行うものとする。

(深夜における青少年の入場を制限する営業 の指定)

第6条 条例第20条の2第1項に規定する規則で定める遊技場  
等営業は、次に掲げる営業  
とする。

- (1) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音  
楽等に合わせて歌唱をさせる営業
- (2) 個室又は他から容易に見ることができない区画を設け、当  
該個室又は区画において客に図書等の閲覧若しくは視聴又は  
インターネットの利用をさせる営業

2 条例第20条の2第2項の規定による掲示は、様式第4号によ  
り行うものとする。

(推奨、指定及び指定の取消しの通知)

第7条 条例第22条ただし書の規定による推奨、指定又は指定  
の取消しの通知は、推奨(指定、指定の取消し)通知書(様式  
第5号)により行うものとする。

( 申出の方法)

第8条 条例第24条の規定による申出は、口頭、電話、文書そ  
他の方法をもって行うものとする。ただし、  
優良興行の推奨の 申出は、優良興行推奨申出書(様  
式第6号)によらなければならない。

(証明書)

第9条 条例第26条第2項の規定による身分を示す証明書は、様  
式第7号によるものとする。

改正規則

現行規則

様式第1号(第2条関係)

(縦50センチメートル, 横25センチメートル)

ただ今上映(上演)中の「  
」は、茨城県青少年の健全育成等に関する条  
例の規定により有害興行として指定されました  
ので、  
十八歳未満  
の方の入場は  
お断りいたします。

様式第1号(第2条関係)

ただ今上映(上演)中の「  
」は、茨城県青少年のための環境整備  
例  
により有害興行として指定されました  
ので、小学校就学の始期から十八歳に達するま  
での方の入場はかたくお断りいたします。

50センチメートル

25センチメートル

改正規則

現行規則

様式第2号（第5条関係）  
（縦15センチメートル，横15センチメートル）

整理番号		—
自動販売等業者	住所 （法人にあつては，主たる事務所の所在地） 氏名 （法人にあつては，名称及び代表者の氏名） 電話番号	
自動販売機等の設置場所		
自動販売機等の設置場所提供者	住所 氏名	
自動販売機等管理者	住所 氏名 連絡先 電話番号	
自動販売機等の名称，型式及び製造番号	名称 型式 製造番号	

様式第2号（第4条関係）

整理番号		—
自動販売等業者	住所 （法人にあつては，主たる事務所の所在地） 氏名 （法人にあつては，名称及び代表者の氏名） 電話番号	
自動販売機等の設置場所		
設置場所提供者	住所 屋号等 氏名	
自動販売機等管理者	住所 氏名 連絡先 電話番号	
自動販売機等の名称，型式及び製造番号	名称 型式 製造番号	

15センチメートル

15センチメートル

改正規則	現行規則
<p>様式第3号 (第6条 関係)</p> <p>有害図書等又は有害器具等の除去命令書</p> <p>指令第 号</p> <p>住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称)</p> <p>茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成21年茨城県条例第35号) 第22条 第1項の規定により、次のとおり有害図書等又は有害器具等の除去を命ずる。</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県知事 印</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自動販売機等の設置場所</li> <li>自動販売機等の名称、型式及び製造番号</li> <li>有害図書等又は有害器具等の名称</li> <li>命令の理由</li> <li>除去の期限 年 月 日</li> </ol> <p>(不服申立てに係る教示)</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。</p> <p>(処分の取消しの訴えに係る教示)</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	<p>様式第2号の2 (第4条の2 関係)</p> <p>有害図書等又は有害器具等の除去命令書</p> <p>指令第 号</p> <p>住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称)</p> <p>茨城県青少年のための環境整備 条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第14条の2 第1項の規定により、次のとおり有害図書等又は有害器具等の除去を命ずる。</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県知事 印</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自動販売機等の設置場所</li> <li>自動販売機等の名称、型式及び製造番号</li> <li> 図書等又は 器具等の名称</li> <li>命令の理由</li> <li>除去の期限 年 月 日まで</li> </ol> <p>(不服申立てに係る教示)</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。</p> <p>(処分の取消しの訴えに係る教示)</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>

改正規則	現行規則
<p>様式第4号 (第7条 関係)</p> <p style="text-align: center;">自動販売機等の撤去命令書</p> <p>指令第 号</p> <p style="text-align: right;">住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称)</p> <p>茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成 21 年茨城県条例第 35 号) 第 23 条 第 1 項の規定により、次のとおり自動販売機等の撤去を命ずる。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">茨城県知事 印</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動販売機等の設置場所</li> <li>2 自動販売機等の名称、型式及び製造番号</li> <li>3 命令の理由</li> <li>4 除去の期限 年 月 日</li> </ol> <p>(不服申立てに係る教示)</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。</p> <p>(処分の取消しの訴えに係る教示)</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。), 提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	<p>様式第2号の3 (第4条の3 関係)</p> <p style="text-align: center;">自動販売機等の撤去命令書</p> <p>指令第 号</p> <p style="text-align: right;">住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称)</p> <p>茨城県青少年のための環境整備 条例 (昭和 37 年茨城県条例第 60 号) 第 14 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり自動販売機等の撤去を命ずる。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">茨城県知事 印</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動販売機等の設置場所</li> <li>2 自動販売機等の名称、型式及び製造番号</li> <li>3 命令の理由</li> <li>4 除去の期限 年 月 日まで</li> </ol> <p>(不服申立てに係る教示)</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。</p> <p>(処分の取消しの訴えに係る教示)</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内 (この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。), 提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過したとき (この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>



改正規則	現行規則
(削除)	<p>様式第3号(第5条関係)  <u>広告物の除去(内容変更)命令書</u></p> <p>指令第 _____ 号</p> <p>住 所 _____  (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  氏 名 _____  (法人にあつては、名称)</p> <p><u>茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第16条の規定により、次のとおり広告物の除去(内容変更)を命ずる。</u></p> <p>年 _____ 月 _____ 日</p> <p>茨城県知事 _____ 印</p> <p>1 <u>措置すべき物件の所在地</u>  2 <u>措置すべき物件</u>  3 <u>変更すべき内容(内容変更の場合に限る。)</u>  4 <u>命令の理由</u></p> <p>(不服申立てに係る教示)  1 <u>この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。</u>  (処分の取消しの訴えに係る教示)  2 <u>処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内(この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内、以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p>

改正規則

現行規則

様式第5号 (第9条関係)

(縦50センチメートル, 横25センチメートル)

茨城県青少年の健全育成等に関する条例の規定により、午後十一時から翌日の午前四時までの間は、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

様式第4号 (第6条関係)

← 25センチメートル →

茨城県青少年のための環境整備条例の規定により、午後十一時から翌日の午前四時までの間は、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

↑ 50センチメートル ↓

改正規則	現行規則
<p>様式第6号（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">推奨（指定，指定の取消し）通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">茨城県知事 印</p> <p>茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第 条第 項の規定 により次のとおり推奨（指定，指定の取消し）をしたので，通知します。</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>1 種類 2 名称（題名） 3 著者（発行者，製作者）名 4 推奨（指定，指定の取消し）年月日 5 推奨（指定，指定の取消し）の箇所 6 理由</p> <p>（不服申立てに係る教示）</p> <p>1 この処分に不服があるときは，この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に，茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし，この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても，この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは，異議申立てをすることができなくなります。</p> <p>（処分の取消しの訴えに係る教示）</p> <p>2 処分の取消しの訴えは，この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては，その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に，茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は，茨城県知事となります。），提起することができます。ただし，この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても，この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては，その異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき）は，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	<p>様式第5号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">推奨（指定，指定の取消し）通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">茨城県知事 印</p> <p>茨城県青少年のための環境整備 条例（昭和37年茨城県条例第60号）第 条第 項の規定 により次のとおり推奨（指定，指定の取消し）をしたので，通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 種類 2 名称（題名） 3 著者（発行者，製作者）名 4 推奨（指定，指定の取消し）年月日 5 推奨（指定，指定の取消し）の箇所 6 理由</p> <p>（不服申立てに係る教示）</p> <p>1 この処分に不服があるときは，この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に，茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし，この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても，この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは，異議申立てをすることができなくなります。</p> <p>（処分の取消しの訴えに係る教示）</p> <p>2 処分の取消しの訴えは，この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては，その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に，茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は，茨城県知事となります。），提起することができます。ただし，この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても，この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては，その異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき）は，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>

改正規則	現行規則
<p>様式第7号（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">優良興行推奨申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>次の興行は、推奨に値すると思料しますので、茨城県青少年の健全育成等に関する条例第12条の規定により推奨願いたく申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>1 種 類 2 名称（題名） 3 制作者_____名 4 興行者（配給会社）名 5 申出の理由及び鑑賞対象</p> <p>6 内容・解説（解説書添付） 7 上演（上映）期間 8 当該興行を既に推奨し、又は推薦している主な団体の名称</p>	<p>様式第6号（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">優良興行推奨申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>下記興行は、推奨に値すると思料しますので、茨城県青少年のための環境整備_____条例第24条の規定により推奨願いたく申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 種 類 2 名称（題名） 3 制作者（会社）名 4 興行者（配給会社）名 5 申出の理由及び鑑賞対象</p> <p>6 解説・内容（解説書添付） 7 上演（上映）期間 8 すでに推奨・_____推薦している主な団体の名称</p>

改正規則

現行規則

(削除)

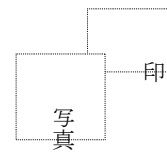
様式第7号(第9条関係)

(表)

第 号

立入調査員の証

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第26条第1項に規定する立入調査の権限を有する者であることを証明する。



所属

職名

氏名

年 月 日生

年 月 日交付

茨城県知事 印

9センチメートル  
(裏)

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)抜粋  
(立入調査等)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、この条例により義務を課されている者(以下「業者等」という。)に対しその業務に関する資料の提出を求め、又はその職員に業者等の営業所その他営業に係るのある場所に立ち入り、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第27条

6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処す。

(5) 前条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(注) 1 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 記載事項を変更する理由が生じたとき又はき損したときは、速やかに発行者の訂正又は再交付を求めなければならない。

3 この証明書は、退職その他の理由により不用となつたときは、直ちに発行者へ返さなければならない。

9センチメートル

9センチメートル

9センチメートル